

招集ご通知

GMOフィナンシャルホールディングス 第8期 定時株主総会

2019年3月24日(日曜日) 午前10時00分
(受付開始:午前9時00分)



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/7177/>



開催場所

東京都渋谷区桜丘町26番1号

セルリアンタワー

東急ホテル地下2階 ボールルーム

GMOフィナンシャルホールディングス株式会社

証券コード:7177

証券コード 7177
2019年3月6日

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町20番1号
GMOフィナンシャルホールディングス株式会社
代表執行役社長 鬼頭弘泰

第8期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年3月22日（金曜日）午後5時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2019年3月24日（日曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場所 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル 地下2階「ボールルーム」
3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第8期（自2018年1月1日 至2018年12月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期（自2018年1月1日 至2018年12月31日）計算書類報告の件

決議事項

【会社提案】

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件

【株主からのご提案】

- 第3号議案 定款一部変更の件（「創業の精神」への一部追加）

以 上

-
- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主でない代理人及び同伴の方など、議決権を有する株主以外の方は会場にご入場いただけませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。
 - 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.gmofh.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
 - 株主総会参考書類、事業報告並びに連結計算書類及び計算書類の記載事項に関し、修正の必要が生じた場合は、修正内容を当社ホームページ (<https://www.gmofh.com/>) に掲載させていただきます。
 - お土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主一人様に対し1個とさせていただきますのでご了承ください。

議決権行使についてのご案内

株主様における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席

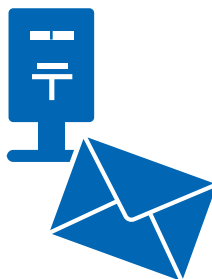


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2019年3月24日
午前10時

郵送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2019年3月22日
午後5時到着

インターネット



当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2019年3月22日
午後5時まで

詳細は次ページをご覧ください



携帯電話またはスマートフォンによる議決権行使は、バーコード読み取り機能を利用して、「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、**2019年3月22日(金曜日)午後5時まで**に行ってください。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書のご返送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) パソコン、スマートフォン又は携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、**下記ヘルプデスクにお問い合わせください。**

2 インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について


パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

4 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部(ヘルプデスク)

 **0120-173-027** (通話料無料) 受付時間 9:00~21:00

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項 会社提案

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社におけるGMOインターネットグループが掲げる創業の精神の位置づけを整理することを目的として、定款の一部を変更するものです。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2条（創業の精神）</p> <p>当会社、<u>並びに</u>GMOインターネットグループは、創業の精神として「スピリットベンチャー宣言」を掲げ、インターネットの”場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽しくし、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。</p>	<p>第2条（GMOインターネットグループ創業の精神）</p> <p>当会社は、GMOインターネットグループの一員として、<u>グループの創業の精神である</u>「スピリットベンチャー宣言」を掲げ、インターネットの”場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽しくし、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。</p>

第2号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役9名全員が任期満了により退任するため、取締役9名を選任することを、お願いするものであります。

取締役候補者は、下表のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	当事業年度における 取締役会への出席状況（出席率）
1 再任	たかしま ひでゆき 高島 秀行	取締役兼代表執行役会長	17回中14回に出席 (82%)
2 再任	きとう ひろやす 鬼頭 弘泰	取締役兼代表執行役社長	17回中16回に出席 (94%)
3 再任	やまもと たつき 山本 樹	取締役兼常務執行役	17回中すべてに出席 (100%)
4 再任	おかべ みちあき 岡部 陸秋	取締役	17回中すべてに出席 (100%)
5 再任	やすだ まさし 安田 昌史	取締役	17回中16回に出席 (94%)
6 再任	かねこ たけひと 金子 岳人	取締役	13回中12回に出席 (92%)
7 再任	ふせ よしたか 普世 芳孝	社外取締役 取締役	17回中すべてに出席 (100%)
8 再任	くめ まさひこ 久米 雅彦	社外取締役 取締役	17回中すべてに出席 (100%)
9 再任	とうどう かよ 東道 佳代	社外取締役 取締役	17回中すべてに出席 (100%)

候補者
番号

1



たかしま ひでゆき
高島 秀行
(1968年7月26日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
935,775株

・略歴、地位（担当）、重要な兼職の状況

- 1993年4月 新日本証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社
- 1998年3月 株式会社イメージ（現インフォテック株式会社）入社
- 1999年9月 株式会社ファイテック研究所（現株式会社キーポート・ソリューションズ）入社
- 2002年4月 アクセンチュア株式会社 入社
- 2004年11月 株式会社ライブドア（現NHNテコラス株式会社）入社
ライブドア証券株式会社（現内藤証券株式会社） 出向
- 2005年6月 GMOインターネット株式会社 入社
- 2005年10月 GMOインターネット証券株式会社（現GMOクリック証券株式会社） 代表取締役社長
- 2011年6月 GMO CLICK HK Limited（現 GMO-Z.com Forex HK Limited） 取締役（現任）
- 2011年11月 GMOクリック・インベストメント株式会社 代表取締役社長
- 2012年1月 当社 取締役兼代表執行役社長
- 2014年1月 株式会社MediBang 取締役
- 2014年6月 当社 取締役兼代表執行役会長
GMOクリック証券株式会社 代表取締役会長（現任）
- 2014年7月 株式会社MediBang 代表取締役社長（現任）
- 2016年7月 あおぞら信託銀行株式会社（現GMOあおぞらネット銀行株式会社） 社外取締役（現任）
- 2016年10月 GMO Walllet 株式会社（現GMOコイン株式会社）
取締役会長
- 2017年6月 当社 取締役兼代表執行役会長 グループCTO兼CQO（現任）
- 2017年12月 GMOコイン株式会社 代表取締役会長（現任）
- 2018年5月 GMO-Z.COM COIN CANADA,INC 取締役（現任）

・選任理由

当社の代表執行役及び当社子会社であるGMOクリック証券株式会社の代表取締役を長年にわたり務めた経験、金融業界における知見、システム分野における知見等を有している点を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

(注) 高島秀行氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。

候補者
番号

2



きとう ひろやす
鬼頭 弘泰

(1967年7月17日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
152,499株

・略歴、地位（担当）、重要な兼職の状況

- 1992年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行
 2003年4月 株式会社モビット（現株式会社SMBCモビット） 出向
 2005年4月 株式会社ライブドア（現NHNテコラス株式会社） 入社
 2005年11月 エキサイト株式会社 入社
 2008年11月 クリック証券株式会社（現GMOクリック証券株式会社） 入社
 2008年12月 株式会社フォレックス・トレード（現GMOクリック証券株式会社） 代表取締役社長
 2012年3月 GMOクリック証券株式会社 経営企画部長兼マーケティング室長
 2012年9月 FXプライム株式会社（現株式会社FXプライムbyGMO） 顧問
 2012年11月 同社 代表取締役社長
 2014年6月 当社 取締役兼代表執行役社長
 GMOクリック証券株式会社 代表取締役社長（現任）
 2017年6月 当社 取締役兼代表執行役社長グループCEO（現任）
 2018年5月 GMOクリックグローバルマーケット株式会社 代表取締役社長

・選任理由

当社子会社であるGMOクリック証券株式会社をはじめとして、複数の会社の代表取締役を務めた企業経営の経験を備えており、また、当社の取締役兼代表執行役としての経験、金融業界における経験等を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

（注）鬼頭弘泰氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。

候補者
番号

3



やまもと たつき

山本 樹

(1975年5月14日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

2,700株

・略歴、地位 (担当)、重要な兼職の状況

- 1998年4月 センチュリー監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所
- 2001年4月 公認会計士登録
- 2007年7月 GMOインターネット株式会社 入社
- 2009年4月 同社 グループ財務部マネージャー
- 2011年6月 GMOクリック証券株式会社 監査役
- 2012年1月 当社 取締役
- 2012年11月 当社 取締役兼執行役
- 2013年6月 GMOクリック証券株式会社 取締役
GMOクリック・インベストメント株式会社 取締役
FXプライム株式会社 (現株式会社FXプライムbyGMO)
取締役 (現任)
- 2014年5月 GMO CLICK Bullion Limited (現 GMO-Z.com Bullion HK Limited) 取締役 (現任)
- 2014年10月 GMO CLICK UK LIMITED (現 GMO-Z.com Trade UK Limited) 取締役 (現任)
- 2016年6月 当社 取締役兼常務執行役
GMOクリック証券株式会社 常務取締役 (現任)
あおぞら信託銀行株式会社 (現GMOあおぞらネット銀行株式会社) 社外監査役 (現任)
- 2016年10月 GMO Walllet 株式会社 (現GMOコイン株式会社) 監査役 (現任)
- 2016年11月 GMO-Z.com Trade (Thailand) Limited (現GMO-Z.com Securities (Thailand) Limited) 取締役 (現任)
- 2017年6月 当社 取締役兼常務執行役グループCFO (現任)
- 2018年2月 GMO-Z.com Trade Limited 取締役 (現任)
- 2018年11月 GMOクリックグローバルマーケティング株式会社 監査役 (現任)

・選任理由

公認会計士として会計、財務等に係る高度な知識経験を有し、且つ、我が国有数のIT企業の財務部における経験、当社の取締役兼常務執行役としての経験等を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

(注) 山本樹氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。

候補者
番号

4

おかべ みちあき
岡部 陸秋

(1957年10月20日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

3,300株

・略歴、地位（担当）、重要な兼職の状況

- 1981年4月 東陶機器株式会社（現TOTO株式会社） 入社
2002年4月 株式会社メディス 取締役財務部長
2003年11月 F Xプライム株式会社（現株式会社F Xプライムby GMO）
管理業務室長
2004年10月 同社 経営管理部長
2006年4月 同社 取締役経営管理本部長
2007年3月 同社 常務取締役経営管理本部長
2012年11月 同社 取締役
2013年6月 同社 監査役
2015年6月 当社 取締役（現任）

・選任理由

上場会社であった株式会社F Xプライムby GMOにおいて経営管理管掌取締役として、また、同社において常勤監査役として培った豊富な経験と知見は、当社監査委員会のより一層の強化に繋がると考え、取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 岡部陸秋氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
2. 当社は、岡部陸秋氏と責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
当該契約は、会社法第427条に基づき、非業務執行取締役等が職務を行うにつき、善意且つ重過失がない場合、会社法第423条の賠償責任を法令が定める範囲に限定するものであります。

候補者
番号

5



やすだ まさし

安田昌史

(1971年6月10日生)

再任

所有する当社の株式数

普通株式

0株

・略歴、地位（担当）、重要な兼職の状況

- 2000年4月 公認会計士登録
インターキュー株式会社（現GMOインターネット株式会社）入社
- 2001年9月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネット株式会社）経営戦略室長
- 2002年3月 同社 取締役経営戦略室長
- 2003年3月 同社 常務取締役グループ経営戦略担当兼 I R 担当
- 2005年3月 同社 専務取締役管理部門統括・グループ経営戦略・I R 担当
- 2008年5月 GMOインターネット株式会社 専務取締役グループ管理部門統括
- 2013年3月 同社 専務取締役グループ代表補佐 グループ管理部門統括
- 2015年3月 同社 取締役副社長 グループ代表補佐 グループ管理部門統括（現任）
- 2016年3月 GMOメディア株式会社 取締役（現任）
GMOクラウド株式会社 取締役（現任）
GMOペパボ株式会社 取締役（現任）
GMOリサーチ株式会社 取締役（現任）
GMOアドパートナーズ株式会社 取締役（現任）
GMO TECH株式会社 取締役（現任）
- 2016年6月 当社 取締役（現任）
あおぞら信託銀行株式会社（現GMOあおぞらネット銀行株式会社） 社外監査役（現任）
- 2016年12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 取締役（現任）

・選任理由

公認会計士として会計、財務等に係る高度な知識経験を有し、インターネット関連事業における上場企業グループの経営陣として長期にわたり、企業経営に深く関与しています。経営戦略、会計を中心とした高い見識と豊富な経験等を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 安田昌史氏は、当社の親会社であるGMOインターネット株式会社の業務を執行しております。なお、GMOインターネット株式会社における地位及び担当につきましては、「略歴、地位（担当）、重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
2. 当社は、安田昌史氏と責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
当該契約は、会社法第427条に基づき、非業務執行取締役等が職務を行うにつき、善意且つ重過失がない場合、会社法第423条の賠償責任を法令が定める範囲に限定するものであります。

候補者
番号

6

か ね こ た け ひ と
金子 岳人

(1964年3月28日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式
400株

・略歴、地位(担当)、重要な兼職の状況

- 1986年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社
- 1999年1月 同社 金融システム事業部 第一営業部長
- 2004年4月 同社 社長補佐
- 2005年1月 同社 理事 金融第一事業部長
- 2006年4月 同社 執行役員 金融第一事業部長
- 2010年4月 IBM Corporation 出向
Vice President, Banking Frameworks, Finance Sector
Vice President, Business Development, Global Business Services
- 2011年8月 同社 専務執行役員 ソフトウェア事業担当
- 2012年1月 同社 専務執行役員 グローバル・テクノロジー・サービス事業
アウトソーシング事業統括担当
- 2015年2月 同社 専務執行役員 グローバル・テクノロジー・サービス事業本
部 (General Manager)
- 2017年6月 GMOクリック証券株式会社 社外取締役
あおぞら信託銀行株式会社 (現GMOあおぞらネット銀行株式
会社) 代表取締役会長 (現任)
- 2017年12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 取締役 (現任)
- 2018年3月 GMOインターネット株式会社 取締役 (現任)
当社 取締役 (現任)

・選任理由

大手コンピューター関連サービス企業において金融システム事業部門の役員を歴任しており、金融システムに高度な知識経験を有しております。当社グループ会社の社外取締役や金融機関の代表取締役会長としての経験を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 金子岳人氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
2. 当社は、金子岳人氏と責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
- 当該契約は、会社法第427条に基づき、非業務執行取締役等が職務を行うにつき、善意且つ重過失がない場合、会社法第423条の賠償責任を法令が定める範囲に限定するものであります。

候補者
番号

7



ふ せ よしたか
普 世 芳 孝

(1948年8月20日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
0株

・略歴、地位（担当）、重要な兼職の状況

- 1971年4月 株式会社八十二銀行 入行
- 1994年6月 同行 飯田東支店長
- 1997年6月 同行 長野駅前支店長
- 1999年6月 同行 システム部長
- 2001年6月 同行 執行役員兼システム部長
- 2005年6月 八十二システム開発株式会社 代表取締役社長
- 2012年7月 同社 顧問
株式会社アドヴァンスト・インフォメーション・デザイン
顧問（現任）
- 2014年10月 当社 取締役（現任）
- 2017年5月 特定非営利活動法人長野県ITコーディネータ協議会 理事長（現任）
- 2018年6月 特定非営利活動法人ITコーディネータ協会 理事（現任）

・選任理由

地方銀行の執行役員及び金融システム開発会社の代表取締役を歴任しており、金融取引及び金融システムに高度な知識経験を有しております。オンライン取引に特化し、システム分野に集中投資する当社の体制を強化できると考え、社外取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 普世芳孝氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
2. 普世芳孝氏は社外取締役候補者であります。
 3. 普世芳孝氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年6ヶ月であります。
 4. 当社は、普世芳孝氏と責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
当該契約は、会社法第427条に基づき、非業務執行取締役等が職務を行うにつき、善意且つ重過失がない場合、会社法第423条の賠償責任を法令が定める範囲に限定するものであります。
 5. 普世芳孝氏が取締役を選任され就任した場合には、同氏は、株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員となる予定であります。

候補者
番号

8



く め まさひこ
久米雅彦

(1968年9月16日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
0株

・略歴、地位（担当）、重要な兼職の状況

- 1993年10月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 入所
- 1998年 5月 公認会計士登録
- 2000年 4月 株式会社AGSコンサルティング 入社
- 2001年 6月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 入所
- 2004年 3月 久米公認会計士事務所 所長（現任）
- 2006年 6月 株式会社青山トラスト会計社 代表パートナー（現任）
- 2014年 6月 株式会社FXプライムbyGMO 社外監査役
- 2015年 3月 当社 取締役（現任）

・選任理由

公認会計士として会計、財務等に係る高度な知識経験を有し、また、上場会社の社外監査役の経験を備えております。このため、深い知見に基づく助言、牽制を期待して、社外取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 久米雅彦氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
2. 久米雅彦氏は社外取締役候補者であります。
 3. 久米雅彦氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年1ヶ月であります。また、同氏は、過去に当社子会社である株式会社FXプライムbyGMOの社外監査役でありました。
 4. 当社は、久米雅彦氏と責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
当該契約は、会社法第427条に基づき、非業務執行取締役等が職務を行うにつき、善意且つ重過失がない場合、会社法第423条の賠償責任を法令が定める範囲に限定するものであります。
 5. 久米雅彦氏が取締役に選任され就任した場合には、同氏は、株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員となる予定であります。

候補者
番号

9



とうどう か よ
東 道 佳 代

(1970年5月4日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
0株

・略歴、地位（担当）、重要な兼職の状況

- 1997年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
光和総合法律事務所 入所
- 2002年1月 同事務所パートナー（現任）
- 2008年10月 東京地方裁判所民事調停官（非常勤裁判官）
- 2014年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 社外監査役（現任）
- 2015年6月 日本郵便輸送株式会社 社外監査役（現任）
- 2017年6月 当社 取締役（現任）

・選任理由

20年に亘る弁護士活動によって豊富な経験と高度な法律知識を有しております。また金融グループ、運送事業会社の社外監査役を通じて培った知見を当社の社外取締役として活かしていただくため選任いたしました。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 東道佳代氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
2. 東道佳代氏は社外取締役候補者であります。
 3. 東道佳代氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年9ヶ月であります。
 4. 当社は、東道佳代氏と責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
当該契約は、会社法第427条に基づき、非業務執行取締役等が職務を行うにつき、善意且つ重過失がない場合、会社法第423条の賠償責任を法令が定める範囲に限定するものであります。
 5. 東道佳代氏が取締役に選任され就任した場合には、同氏は、株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員となる予定であります。

(ご参考) 当社における社外役員の独立性に関する基準

独立社外取締役は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者で、かつ、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であり、下記要件に該当しない者とします。

1. GMOインターネットグループの出身者
2. 直近事業年度及びこれに先行する3事業年度のいずれかにおいて、当社グループを主要な取引先とする者又は当社グループの主要な取引先である企業グループの業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人又は過去にこれに該当していた者
3. 当社グループの役員報酬以外に過去2年間において、GMOインターネットグループから5百万円以上の報酬を受領しているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、司法書士、行政書士等の専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。）
4. 当社の議決権の10%以上を保有している株主（当該株主が法人である場合には、当該法人の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人又は過去にこれに該当していた者）
5. 1から4までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の2親等以内の親族

株主からのご提案

第3号議案は、株主からのご提案によるものであります。なお、提案株主の議決権の数は、347個であります。

第3号議案 定款一部変更の件（「創業の精神」への一部追加）

【提案の内容】

第2条（創業の精神）に定める文章に、「当社は、GMOインターネットグループにおける金融のプロフェッショナル集団として、ガバナンス・社会常識・健全な倫理感覚の欠けた親会社・関係会社の経営陣に対して指導をやり抜き、グループ各社の市場価値向上に貢献する。」を追加する。

【提案の理由】

- ・当提案は、「経営者が投資家を選ぶ」GMO各社に対して、当社が「資本市場の健全な発展を担う日本証券協会の協会員としての責務を果たす」ことを求めるものである。
- ・1419円。この株価は、2015年、当社がFXプライム救済によりテクニカル上場した際の上場来高値だ。いまは858円（2018年9月28日終値）、当時うっかり買ってしまい塩漬けを続けている株主の悲しみを想像するとこちらまで胸が苦しくなってくる。
- ・この超長期的な株価低迷の原因の1つとして、親会社であるGMOインターネットグループとその関係会社各社の経営陣に、社会常識と健全な倫理感覚が欠けていることが挙げられる。
- ・たとえば、換金目的での無用な子会社上場濫発、親会社投げ売りで初値から株価1/5をつけた某子会社、流動性の低さを無視する某子会社、GMOとくどくど景品表示法違反、有力株主ですら対話を拒否されるなどといったものだ。GMOの各種社会常識や倫理感覚が欠けた事例のなかでも、特に、「買収防衛策廃止の提案」への反対と対応は、上場企業として信じられない行為であった。
- ・結果として、GMOの株主総会では防衛策の廃止は惜しくも否決されたが、熊谷氏や使用人など実質的に身内が5割超保有するなか、「45%」という賛成票が投じられ、ほとんどの投資家から「NO」を突きつけたことになる。だが、それでも振る舞いを改めないGMOの神経はある意味すごいことであるが、異常だ。
- ・なぜなら、「上場」とは、市場から資金を調達できる代わりに、「投資家から常に行動と振る舞いをチェックされ、業績を評価される立場になること」だからだ。GMOやその関係会社各社のように、「経営者が投資家を選ぶ」などあってはならないことである。
- ・このGMOグループ全体に蔓延している「上場の意味を履き違えた振る舞い」「経営者が株主を選ぶ行為」は、資本市場の健全な発展を担う日本証券協会の協会員である当社が責任をもって改めさせる必要がある。そこで、当社独自の条文の追加し、さらに、当社に対し具体的で責任のある行動と覚悟を求めることにした。

・とはいえ、清く正しくコンプライアンスを守り、子会社上場や売り出しを控え、さまざまな投資家の意見を傾聴し、株主・顧客・従業員とともに成長していくGMOグループ…、そんなステキな企業集団になる可能性はあるだろうか。だが現実はどうあれ、尊敬する高島先生や鬼頭先生、それぞれの持ち場で一生懸命に頑張ってくれているGMOFHのパートナーの皆さんに、わたしはその実現の可能性を期待し続けたい。

(会社注 提案の内容、提案の理由は、原文どおりに掲載しております。)

○取締役会の意見：本議案に反対いたします。

定款に定めております「創業の精神」は、当社グループの存在意義及び事業活動の基本的な方向性を示したものであります。

当社グループは、「創業の精神」に基づき、「金融サービスをもっとリーズナブルにもっと楽しく自由に」の企業理念のもと、役職員に基本的な行動原則として定めた「企業行動基準」に準拠することを求め、ガバナンス、コンプライアンス、倫理観等をもって事業を展開しております。また、日本証券業協会の会員であるGMOクリック証券株式会社では、資本市場の担い手として業務を遂行する上での心構えを「倫理コード」として定めており、健全な社会常識及び倫理観を保持するよう研鑽に努めております。

上記から、ご提案の内容を定款の「創業の精神」に追加することは適当でないと考えます。

以 上

事業報告 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、企業収益や雇用情勢の改善に加えて、設備投資や個人消費に持ち直しの動きが見られ、緩やかな回復基調が継続しました。

国内株式市場は、好調なスタートを切ったものの、米国金利上昇や米中貿易摩擦への懸念などから値動きの荒い相場展開となりました。日経平均株価は、10月には堅調な米国経済や為替の円安が追い風となり、終値ベースで27年ぶりの高値水準を更新したものの、その後、世界経済の先行きに対する懸念などから下落基調へと転じ、当連結会計年度末には20,014円77銭と前連結会計年度末の22,764円94銭から12%下落して取引を終えました。こうした市況を受けて、個人投資家の株式等委託売買代金は前年同一期間と比較して2%増加しました。

外国為替市場においては、ドル円相場は一時104円台まで下落する場面がありましたが、概ね108円～114円のレンジで推移し、当連結会計年度末は1ドル＝109円台で取引を終えました。総じてボラティリティの低い相場展開となったことから、国内店頭F Xの取引金額は前年同一期間比7%の減少となりました。

また、金融を取り巻く事業環境においては、国内金融機関におけるフィンテックの取り組みが本格化しました。

このような外部環境の中、当社グループは、ビッグデータ解析の活用によりF X事業の収益性向上の取り組みをさらに推し進めるとともに、証券事業においても信用取引手数料・金利の見直しによる利益率改善を図り、今後の成長に向けた事業基盤の強化に取り組みました。また、これまでF X事業で培ってきたノウハウ・技術を活用し、仮想通貨取引サービスを提供するGMOコイン株式会社の顧客基盤拡大、収益安定化に努めました。

営業収益は、株式取引に係る委託手数料や金融収益が増加したことに加え、店頭F XやC F D等の店頭デリバティブ取引に係る収益や仮想通貨取引に係る収益も増加したことから前年同一期間比で増収となりました。また、2017年9月のGMOコイン株式会社の連結子会社化に伴い、仮想通貨事業に係る費用等が増加し、販売費及び一般管理費が増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は34,787百万円（前年同一期間比27.7%増）、純営業収益は32,877百万円（同32.0%増）、営業利益は11,812百万円（同34.8%増）、経常利益は11,849百万円（同36.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7,719百万円（同28.4%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループは、証券・FX事業、仮想通貨事業に関連するサービスの拡充と取引システムの安定性の向上を図るため、毎期継続的な設備投資を行っています。

当連結会計年度においては、証券・FX事業におけるサーバー等の購入やサービスに係るシステム投資を中心に投資を行い、設備投資の総額は1,666百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、金融法人向け外国為替証拠金取引に関わる市場機能及びサービスの提供等を目的に、2018年5月28日付けで完全子会社であるGMOクリックグローバルマーケット株式会社（資本金10百万円）を設立いたしました。また、同社は、2018年9月7日付けで990百万円の増資を行っており、当社がその全額を引き受けています。増資により同社の資本金の額は、当社の資本金の100分の10以上に相当したため、当社の特定子会社に該当します。

2. 対処すべき課題

(1) 認知度の向上及び企業ブランドの確立

当社グループは、取引規模に比して、競合他社よりも認知度が低いことを課題として認識しています。今後も低水準の取引コストでのサービス提供や取引ツールの充実等による取引環境のさらなる向上、システムの安定稼働、サポート体制の充実等によりお客様への提供価値を高め、企業としての信頼を高めると同時に、テレビ、ラジオ、雑誌等のマスメディアの活用及び広報機能の強化により、認知度の向上及び企業ブランドの確立に努めます。

(2) 顧客基盤の拡大

当社グループは、F X取引における国内預り証拠金残高は業界トップレベルの規模となっていますが、株式取引においては取引頻度の高い中上級者層が中心で、一定の株式委託売買代金シェアを得ているものの、競合他社に比して預り資産残高が少ない状況です。インターネット総合金融グループとして業界トップの地位を獲得するには、顧客基盤の拡大が必要であり、資産形成層や初心者層の取り込みによる顧客層の裾野拡大が課題であると認識しています。広告・広報を活用したブランディングにより企業認知度向上に努めるとともに資産形成層や初心者層のニーズを的確に捉え、商品・サービスの拡充を図ることで、顧客層の裾野を広げ、顧客基盤の拡大に努めます。

(3) 価格競争力の維持

国内のインターネット証券業界、F X業界においては、低水準の手数料及びスプレッドでのサービス提供が一般的となっています。当社グループの中核企業であるGMOクリック証券株式会社は、業界最安値水準での手数料及びスプレッドでサービスを提供しており、競合優位性を有していますが、さらなる成長に向けた事業基盤の強化を図るため、ビッグデータを活用した店頭F Xの収益性改善の取り組みを推進しています。引き続き、低コスト構造の維持及びさらなる収益性の改善により、価格競争力の確保に努めます。

(4) 海外における事業展開の強化

当社グループは、国内で進展する少子高齢化・人口構成の変化を踏まえて、海外事業の拡大に取り組んでいます。現在、香港、英国を拠点にした店頭F XやCFDなどの店頭デリバティブ取引サービスの提供に加えて、タイ王国でインターネット証券取引サービスを提供しています。世界各国のお客様のニーズに応じたサービスを提供するとともにマーケティングを強化し、事業規模の拡大と収益力の向上を図ります。

(5) 新規事業への取り組みの強化

当社グループは、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現するため、銀行や仮想通貨など新しい事業領域での取り組みを積極的に進めています。2018年7月には、当社が出資するGMOあおぞらネット銀行株式会社が事業を開始しました。銀行・証券の口座連携サービスにより有価証券関連サービスの強化を図るとともに、当社グループが店頭F Xで培った技術・ノウハウを仮想通貨事業に活かすことで、さらなる成長を図ります。

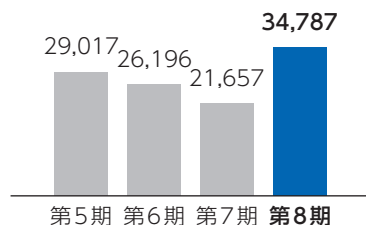
3. 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

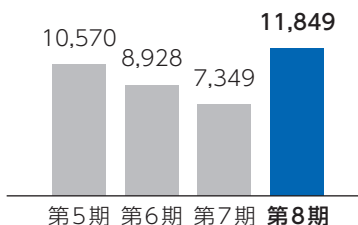
区 分	第5期 (2016年3月期)	第6期 (2017年3月期)	第7期 (2017年12月期)	第8期 (2018年12月期)
営業収益	29,017	26,196	21,657	34,787
経常利益	10,570	8,928	7,349	11,849
親会社株主に帰属する当期純利益	6,453	6,159	5,141	7,719
1株当たり当期純利益	55円82銭	52円31銭	43円18銭	64円46銭
総資産	455,896	481,025	555,544	524,733
純資産	24,646	27,833	31,796	35,913

(注) 第7期(2017年12月期)につきましては、事業年度の変更に伴い、2017年4月1日から2017年12月31日までの9ヵ月間となっております。

■ 営業収益 (単位：百万円)

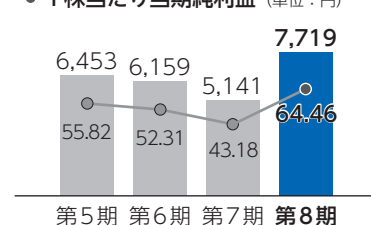


■ 経常利益 (単位：百万円)

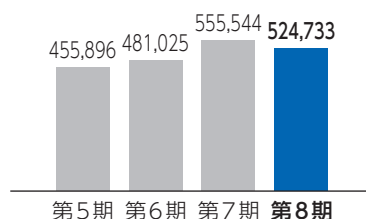


■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

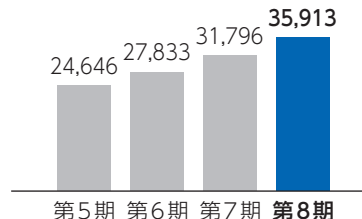
● 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産額 (単位：百万円)



■ 純資産額 (単位：百万円)



4. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況 (2018年12月31日現在)

会社名	当社株式の 持株数 (株)	議決権の被所有割合 (%)	主な事業内容
GMOインターネット株式会社	74,216,000	61.88	インターネット総合事業

当社グループは、GMOインターネットグループに属しており、親会社であるGMOインターネット株式会社は、2018年12月31日現在、当社発行済株式の61.88%を所有しています。GMOインターネット株式会社は「すべての人にインターネット」というコーポレートキャッチのもと、インターネットインフラ事業、インターネット広告・メディア事業、インターネット金融事業、仮想通貨事業等を展開しています。当社グループは、GMOインターネットグループの事業のうち、インターネット金融事業と仮想通貨事業のうち仮想通貨交換事業を担う会社として位置付けられています。

当社がGMOインターネットグループとの取引を行う場合については、少数株主保護の観点から、取引条件の経済的合理性を保つために定期的に契約の見直しを行っています。新規取引につきましても、市場原理に基づき、その他第三者との取引条件との比較などからその取引の是非を慎重に検討し、判断しています。

なお、当社グループの営業取引におけるGMOインターネットグループへの依存は極めて低く、殆どが当社グループと資本関係を有しない一般投資家（個人顧客及び法人顧客）との取引となっています。

(2) 重要な子会社の状況 (2018年12月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	議決権の所有割合 (%)	主な事業内容
GMOクリック証券株式会社	4,346	100.00	金融商品取引業
株式会社F Xプライムby GMO	100	100.00	金融商品取引業
GMOコイン株式会社	100	58.33	仮想通貨交換業

(3) 特定完全子会社の状況 (2018年12月31日現在)

会社名	住所	株式の帳簿価額 (百万円)	当社の総資産額 (百万円)
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区桜丘町20番1号	8,767	39,289

5. 主要な事業内容

当社グループは、一般投資家（個人顧客及び法人顧客）をお客様とする、インターネット証券取引やF X取引等の金融商品取引サービスや仮想通貨取引サービスを提供することを主たる事業としています。

6. 主要な営業所

会社名	事業所名	所在地
当社	本社	東京都渋谷区
GMOクリック証券株式会社	本社	東京都渋谷区
株式会社F Xプライムb y GMO	本社	東京都渋谷区
GMOコイン株式会社	本社	東京都渋谷区

7. 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
345 (94) 名	8名増

- (注) 1. 企業集団の従業員の状況について記載しております。
2. 従業員数は就業人員であり、(外書)は臨時従業員の平均雇用人員であります。

8. 主要な借入先

(2018年12月31日現在)

借入先	借入金の種類	借入残高
三井住友信託銀行株式会社	短期借入金	11,078百万円
株式会社三井住友銀行	短期借入金	10,678
株式会社あおぞら銀行	短期借入金/長期借入金	8,100
日本証券金融株式会社	信用取引借入金	4,962

9. その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 187,500,000株
2. 発行済株式の総数 119,928,635株 (前事業年度末比 621,350株増)
3. 株主数 23,009名 (前事業年度末比 10,443名増)

4. 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
GMOインターネット株式会社	74,216,000	61.88
株式会社大和証券グループ本社	11,100,000	9.25
野村信託銀行株式会社 (投信口)	1,085,300	0.90
高島 秀行	935,775	0.78
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	623,900	0.52
宮崎 基純	534,200	0.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	530,500	0.44
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND	441,600	0.36
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	433,100	0.36
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	405,228	0.33

5. その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式総数が621,350株増加しております。

3 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日に当社役員が有する新株予約権等の状況

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日	2012年11月12日	2015年3月10日
付与日	2012年11月20日	2015年3月17日
新株予約権の数	284,087個	2,415,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,775,543株 新株予約権1個につき6.25株	普通株式 2,415,000株 新株予約権1個につき1株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払い込みを要しない。	新株予約権と引き換えに払い込みを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の額	新株予約権1個当たり 1,250円 (1株当たり200円)	新株予約権1個当たり 993円 (1株当たり993円)
権利行使期間	2014年11月21日から 2022年11月19日まで	2017年3月18日から 2025年3月16日まで
主な行使条件	(注1)	(注1、2)
取締役及び執行役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 123,500個 目的となる株式数 771,875株 保有者数 3名	新株予約権の数 1,100,000個 目的となる株式数 1,100,000株 保有者数 6名
社外取締役	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(注) 1. 被割当者は、本新株予約権の全部又は一部を行使する場合、次の条件に従います。

- (1) 行使する本新株予約権の数を整数倍すること。
- (2) 割当日の2年後から1年間は、割当数の1/3を行使上限とすること。
- (3) 割当日の3年後から1年間は、割当数の2/3を行使上限とすること。

また、被割当者は、本新株予約権の行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役又は使用人でなければなりません。但し、定年退職、当社又は当社子会社の都合による退職、及び正当な事由があると当社の取締役会が認めた場合を除きます。

2. 新株予約権の行使には、行使前年度の業績目標を達成していることを要し、新株予約権の行使の可否の判断は、各年度の決算承認を行う取締役会での決議により決します。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び執行役の氏名等（2018年12月31日現在）

(1) 取締役

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高島 秀行	取締役兼 代表執行役会長	GMOクリック証券株式会社 代表取締役会長 GMO-Z.com Forex HK Limited 取締役 株式会社 MediBang 代表取締役社長 GMOあおぞらネット銀行株式会社 社外取締役 GMOコイン株式会社 代表取締役会長 GMO-Z.COM COIN CANADA,INC 取締役
鬼頭 弘泰	取締役兼 代表執行役社長 報酬委員長	GMOクリック証券株式会社 代表取締役社長
山本 樹	取締役兼常務執行役 指名委員長	GMOクリック証券株式会社 常務取締役 株式会社FXプライムbyGMO 取締役 GMO-Z.com Bullion HK Limited 取締役 GMO-Z.com Trade UK Limited 取締役 GMOあおぞらネット銀行株式会社 社外監査役 GMOコイン株式会社 監査役 GMO-Z.com Securities (Thailand) Limited 取締役 GMO-Z.com Trade Limited 取締役 GMOクリックグローバルマーケティング株式会社 監査役
岡部 陸秋	取締役 監査委員長	

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
安田昌史	取締役	GMOインターネット株式会社 取締役副社長グループ代表補佐 グループ管理部門統括 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 取締役 GMOクラウド株式会社 取締役 GMOペパボ株式会社 取締役 GMOアドパートナーズ株式会社 取締役 GMOリサーチ株式会社 取締役 GMO T E C H株式会社 取締役 GMOメディア株式会社 取締役 GMOあおぞらネット銀行株式会社 社外監査役
金子岳人	取締役	GMOあおぞらネット銀行株式会社 代表取締役会長 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 取締役 GMOインターネット株式会社 取締役
普世芳孝	取締役 指名委員 報酬委員 監査委員	株式会社アドヴァンスト・インフォーメーション・デザイン 顧問 特定非営利活動法人長野県ITコーディネータ協議会 理事長 特定非営利活動法人ITコーディネータ協会 理事
久米雅彦	取締役 指名委員 報酬委員 監査委員	久米公認会計士事務所 所長 株式会社青山トラスト会計社 代表パートナー
東道佳代	取締役 指名委員 報酬委員 監査委員	光和総合法律事務所 パートナー 株式会社東京TYフィナンシャルグループ 社外監査役 日本郵便輸送株式会社 社外監査役

- (注) 1. 普世芳孝氏、久米雅彦氏及び東道佳代氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 岡部陸秋氏は、上場会社であった株式会社FXプライムbyGMOにおいて、経営管理管掌取締役及び常勤監査役を務めた経験があり、財務及び会計に関する専門的知見を有しております。
3. 久米雅彦氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 東道佳代氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 普世芳孝氏、久米雅彦氏及び東道佳代氏は、株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員であります。
6. 常勤監査委員を置くことにより、質の高い情報収集が可能となること、内部統制システムの活用や、会計監査人及び内部監査室等との連携においても常勤監査委員の役割・活動が重要であることから、岡部陸秋氏を常勤監査委員として選定しております。
7. 当事業年度中の取締役の異動は以下のとおりです。

就任取締役

- ・金子岳人氏は、2018年3月25日開催の第7期定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任しております。

(2) 執行役

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高島 秀行	代表執行役会長 グループC T O兼C Q O、 システム統括担当	GMOクリック証券株式会社 代表取締役会長 GMO-Z.com Forex HK Limited 取締役 株式会社 MediBang 代表取締役社長 GMOあおぞらネット銀行株式会社 社外取締役 GMOコイン株式会社 代表取締役会長 GMO-Z.COM COIN CANADA,INC 取締役
鬼頭 弘泰	代表執行役社長 グループC E O	GMOクリック証券株式会社 代表取締役社長
山本 樹	常務執行役 グループC F O、 人事総務・財務・ 経営企画担当	GMOクリック証券株式会社 常務取締役 株式会社F Xプライムb y G M O 取締役 GMO-Z.com Bullion HK Limited 取締役 GMO-Z.com Trade UK Limited 取締役 GMOあおぞらネット銀行株式会社 社外監査役 GMOコイン株式会社 監査役 GMO-Z com Securities (Thailand) Limited 取締役 GMO-Z.com Trade Limited 取締役 GMOクリックグローバルマーケット株式会社 監査役
高野 修次	常務執行役 グループC C O、 法務担当	GMOクリック証券株式会社 常務取締役 GMOクリックグローバルマーケット株式会社 取締役
田島 利充	執行役 グループC I O	
原 好史	執行役 グループC M O、 マーケティング担当	株式会社F Xプライムb y G M O 取締役 GMOコイン株式会社 取締役 GMOクリック証券株式会社 取締役

(注) 高島秀行氏、鬼頭弘泰氏及び山本樹氏は取締役を兼務しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

3. 取締役及び執行役の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (3名)	35百万円 (14百万円)
執 行 役	6名	293百万円
合 計 (うち社外取締役)	11名 (3名)	329百万円 (14百万円)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役9名（そのうち社外取締役3名）、執行役6名のうち3名は取締役を兼任しているため、役員の総数は12名ですが、そのうち取締役1名は無報酬のため上記表の員数と相異しております。また、執行役と取締役の兼任者については、取締役報酬を支給しておりません。
2. 報酬等の総額には役員賞与（執行役6名に対して141百万円）が含まれています。

(2) 社外役員が親会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

4. 取締役及び執行役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項

当社の取締役及び執行役の報酬に関しては、「取締役及び執行役の報酬額等の決定に関する方針」において支給額の決定方針を定めるとともに、取締役及び執行役の個人別の報酬に関しては、報酬委員会において決定しています。支給額の決定方針の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役の報酬

取締役の報酬は定額報酬とすることとし、事業規模、利益規模、利益成長率等を要素とする基準を作成し、当該基準に照らして上限を設定した上で、前年度の支給実績、各取締役の専門性、関係会社との兼任状況、常勤・非常勤の別等を勘案して、個別に支給額を決定することとしています。

なお、執行役を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給しないこととしています。

(2) 執行役の報酬

執行役の報酬は定額報酬及び決算賞与（業績連動報酬）としています。定額報酬は、事業規模、利益規模、利益成長率等を要素とする基準を作成し、当該基準に照らして上限を設定した上で、経営状況、役位、業務執行状況、前年度の支給実績、関係会社との兼任状況等を勘案して、個別に支給額を決定することとしています。

また決算賞与（業績連動報酬）は、会社の業績及び担当業務の成果に応じて、個別に支給額を決定することとしています。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等の関係

他の法人等の重要な兼職の状況は「4. 会社役員に関する事項 1. 取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりです。

社外役員の兼職先と当社の間には、記載すべき取引関係その他の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会出席状況	監査委員会出席状況	発言状況
普世芳孝	17回中17回	13回中13回	銀行及び金融システム開発会社において培われた財政・金融その他経済全般にわたる高い識見から、当社の経営全般に対する助言・提言を行っています。
久米雅彦	17回中17回	13回中13回	公認会計士としての専門的見地に加え、他社での経営経験をもとに、当社の経営全般及びコーポレートガバナンスに対する助言・提言を行っています。
東道佳代	17回中17回	13回中13回	弁護士としての高度な専門知識に加え、金融グループ、運送事業会社の社外監査役として培われた知見を活かし、当社の経営全般及びコーポレートガバナンスに対する助言・提言を行っています。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

48百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

202百万円

- (注) 1. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、且つ、実質的にも区分できませんので、上記(1)にはこれらの合計額を記載しています。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるデューデリジェンス調査対応業務、子会社のシステムリスク管理態勢に関する外部評価業務についての対価を支払っています。

4. 子会社の監査に関する事項

当社の子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けています。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に基づき、監査委員会による会計監査人の解任を行うほか、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合等、監査委員会は、別途定める「会計監査人の評価基準」に基づいた評価を行い、解任又は不再任が妥当と判断したときは、「監査委員会規程」に則り、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすることとします。

6 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び同法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」に関し、取締役会で以下のとおり決議しています。

(1) 監査委員会の職務執行のため必要な事項

- ① 監査委員会の補助者
 - i 監査委員会の下部に、内部監査室を置く。
 - ii 内部監査室に、監査委員会を補助する使用人（以下、「補助者」という。）を配置する。
 - iii 補助者は、監査委員会の指示を受け、自ら又は関連部署と連携して、監査対象の実査、分析、報告等を行う。
- ② 補助者の独立性

執行役から補助者の独立性を確保するため、次の場合、監査委員会の同意を得る。

 - ・ 内部監査室の変更を伴う組織改革
 - ・ 内部監査室長の考課
 - ・ 補助者の異動及び懲戒
- ③ 監査委員会への報告体制
 - i 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人は、次の場合、遅滞なく監査委員会へ報告する。
 - ・ 当社に著しい損害を及ぼす可能性がある事項
 - ・ 法令又は定款に反する可能性がある事項
 - ・ 監査委員会が報告を求めた事項
 - ・ 当社に重大な影響を及ぼす事項
 - ii 関係会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、その職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、次の場合、遅滞なく監査委員会へ報告する。
 - ・ 当社又は関係会社に著しい損害を及ぼす可能性がある事項
 - ・ 法令又は定款に反する可能性がある事項
 - ・ 監査委員会が報告を求めた事項
 - ・ 当社又は関係会社に重大な影響を及ぼす事項
 - iii 当社及び関係会社は、前各号の報告をしたことを理由として、報告者に対して、解雇その他の不利益処分をしてはならない。
- ④ 監査委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、「稟議規程」及び「決裁基準表」に定める。

- ⑤ その他、監査の実効性を確保する体制
 - i 監査委員会は、執行役より計算書類及び事業報告等を受領し、監査する。
 - ii 監査委員会は、会計監査人より計算書類（会計の箇所）の監査報告を受領し、方法及び結果の相当性を監査する。
 - iii 監査委員会は、取締役、執行役、会計監査人及び使用人に対して、任意に説明又は資料提出を求めることができる。
 - iv 監査委員会は、弁護士、公認会計士等の外部専門家を、任意に起用できる。

(2) 会社の業務の適正を確保するために必要な事項

- ① 執行役及び使用人の職務執行の適正性を確保する体制
 - i 経営監督機能
 - ・ 取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、執行役の職務執行を監督する。
 - ・ 代表執行役は、毎月1回以上、職務執行の状況を取締役に報告する。
 - ・ 監査委員会は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携して、執行役の職務執行の適正性について監査を実施する。
 - ii コンプライアンス
 - ・ 執行役及び使用人は「企業行動基準」、「コンプライアンス・ポリシー」及び「反社会的勢力に対する基本方針」に則り行動する。
 - ・ コンプライアンスに係る事項を統括する部署として法務部を設置するとともに、コンプライアンス関連教育・研修の実施、法令遵守マニュアルの作成等、コンプライアンス体制の充実に努める。
 - ・ 上記体制の確立及び推進により、当社は市民生活の秩序や安全に対して脅威を与える反社会的勢力の関与の排除に向け、組織的な対応を図る。
 - iii 財務報告の適正性確保のための体制整備
 - ・ 会計基準その他関連する諸法令を遵守するとともに、「経理規程」及び関連規程等の社内規程を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に努める。
 - ・ 金融商品取引法の定めにより、「財務報告に係る内部統制規程」その他の社内規程を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制の整備・運用状況を定期的に評価し、改善を図る。
 - iv 内部監査担当部門として監査委員会直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、監査委員会に対し、その結果を報告する。また、内部監査室は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。
 - v 「業務分掌一覧」を定め、分掌する職務を明確化する。
 - vi 「決裁基準表」を定め、職位に応じた権限を明確化し、濫用を防ぐ。同基準の内、稟議事項は、稟議制度と運用を組み合わせることで実効性を保つ。

- ② 情報の保存及び管理体制
 - i 「文書管理規程」を定め、会議体の議事録、契約書、稟議記録、その他の重要文書を適切に管理、保存する。
 - ii 執行役は、前号の文書に関し、速やかに閲覧できる状態を維持する。
 - iii 情報セキュリティに関する諸規程を定めるとともに、各組織及び役職員の役割を決定し、組織的、体系的に情報の保存、管理を行う。
 - iv 適時開示
 - ・ 会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、執行役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。
 - ・ 開示内容を審議する機関を設置する等、適時開示体制の妥当性等を監視するシステムを確立する。
- ③ 損失の危険の管理体制
 - i 取締役会を定期開催し、又は必要に応じて臨時開催して、執行役の職務執行の状況及び会社の重要事項を適時に把握し、適切な意思決定を行うとともに、取締役相互間及び執行役の牽制を図る。
 - ii 不測の事態によりリスクが発現し、又は発現するおそれを生じた場合、必要に応じて代表執行役社長を長とする対策委員会を設置する。
 - iii その他当社の損失の危険の管理体制については、「グループリスク管理規程」に定める。
- ④ 執行役の職務執行の効率性を確保する体制
 - i 執行役が2名以上いる場合、取締役会が職務執行の分掌を定める。
 - ii 取締役会が、業務執行の決定の委任範囲を定め、執行役へ権限を委譲する。
 - iii 決算情報と事業上の指標を取締役会へ定期報告し、経営状態を適切に把握する。
 - iv 意思決定の基礎とし得る十分な情報、資料を確保する。
 - v 合理的なシステム化を行い、事務リスクの低減と、業務の効率化を図る。
 - vi 経営上の検討事項に関し、必要な助言を得るため、適宜に弁護士、公認会計士等の外部専門家を起用する。
- ⑤ 企業集団の業務の適正を確保する体制
 - i 「関係会社管理規程」を定め、適切に運用して、関係会社の健全性を保つ。
 - ii 関係会社管理の主管部署を設置し、事業計画の策定、内部管理体制の整備等に関し、助言、指導等を行う。
 - iii 関係会社が行う重要な意思決定は、必要に応じて当社が事前に諮問する。
 - iv 関係会社の決算情報、機関決定事項、その他重要な情報に関し、定期に報告を受け、経営状態を適切に把握する。
 - v 「グループリスク管理規程」を定め、関係会社の事業特性に応じて、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク及びシステムリスク等を統一的に管理する。
 - vi 中核事業である金融商品取引業に関し、次の措置を講じる。
 - ・ リスク相当額を計数的に把握し、自己資本規制比率を適切な水準に維持して、財務の健全性を保

- つ。
- ・ システムリスク管理体制を整備し、重要システムの可用性、信頼性及び保守性を高める。
 - ・ 「事業継続計画」を定め、災害、事故、障害等が生じた場合に、重要財産の保全及び事業継続に努める。
- vii 財務報告の信頼性を高めるため、内部統制を整備し、適切に運用する。
- viii 「内部通報規程」を定め、通報窓口を設置し、不正行為の早期検知を図る。
- ix 監査委員会は、関係会社の監査役若しくは内部監査部門と連携し、又は自ら調査して、業務の適法性及び妥当性を監査する。
- x 当社及び当社グループ各社は、親会社以外の株主の利益を尊重し、親会社及びそのグループ会社と取引を行う際は、当該取引の必要性、妥当性及び合理性等について十分に確認し、「決裁基準表」に則り、取締役会等の承認を得ることとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度においては、「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取り組みは以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行について

当事業年度においては、取締役会を17回開催し、経営に関する重要事項の決定や業務執行状況の報告が行われています。コンプライアンス、財務報告の適正性確保のための体制整備及び内部監査の実施に関しては、各担当部門によって運用がなされたのち、取締役会や監査委員会等に報告がなされています。また、当社の取り扱う事業内容や規模等の変化に合わせ、適宜業務分掌及び決裁基準を見直しています。

(2) 監査委員の職務の執行について

当事業年度においては、監査委員会を13回開催しています。当社内部監査室は、監査委員会直下に設置されており、事務局として監査委員会の運営を補助する他、主に常勤監査委員が中心となって実施される監査委員会監査業務の補助を行っています。また、当社取締役兼代表執行役社長及び他の取締役、当社子会社代表取締役及び監査役、会計監査人、内部監査室との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っています。

(3) 内部監査の実施について

内部監査室は、年間の内部監査計画に則り、内部監査を実施しています。実施結果や改善履行状況については毎月1回開催される監査委員会にて報告されています。

(4) リスク管理体制について

グループ各社において、リスク管理に関する規程が整備され、リスク相当額を計数的に把握し、財務への影響をモニタリングしています。また、当社のグループリスク管理統括部門は、子会社各社のリスク管理部門と連携し、各社が有するリスクの管理状況及び発生状況の報告を受けています。

7 株式会社の支配に関する基本方針

現時点においては特段の定めはありません。

8 剰余金の配当等に関する決定方針

当社は、株主に対する利益還元と内部留保の充実を総合的に勘案し、収益性、成長性、企業体質の強化を考慮しつつ、継続的かつ安定的に配当を行うことを基本方針としており、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向50%を目途に、四半期ごとに配当することを目標としています。

内部留保資金の使途につきましては、自己資本の増強を含めた経営体質強化と将来の事業展開投資として投入していくこととしています。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を2014年10月1日の臨時株主総会の決議により、定款で定めています。

上記の方針に基づき、基準日が2018年12月期に属する配当については、四半期配当として1株当たり第1四半期末7.46円、第2四半期末8.98円、第3四半期末9.54円、期末は1株当たり6.27円の配当を行うことを決定し、年間合計では32.25円としました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2018年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第8期 2018年12月31日現在	(ご参考) 第7期 2017年12月31日現在	科目	第8期 2018年12月31日現在	(ご参考) 第7期 2017年12月31日現在
● 資産の部			● 負債の部		
流動資産	516,651	549,595	流動負債	482,642	513,228
現金及び預金	39,642	36,542	トレーディング商品	718	889
預託金	269,696	286,848	商品有価証券等	355	392
預り仮想通貨	13,918	29,970	デリバティブ取引	362	497
トレーディング商品	1,950	968	信用取引負債	24,995	48,639
商品有価証券等	595	364	信用取引借入金	4,962	19,732
デリバティブ取引	1,355	604	信用取引貸証券受入金	20,033	28,906
約定見返勘定	27	25	有価証券担保借入金	12,714	22,782
信用取引資産	81,551	113,833	有価証券貸借取引受入金	12,714	22,782
信用取引貸付金	76,387	100,270	預り金	43,381	54,729
信用取引借証券担保金	5,163	13,562	預り仮想通貨	13,918	29,970
有価証券担保貸付金	7,558	-	受入保証金	309,449	294,916
借入有価証券担保金	7,558	-	有価証券等受入未了勘定	50	1
立替金	161	67	受取差金勘定	5,589	4,095
短期差入保証金	57,579	46,996	外国為替証拠金取引顧客差金	2,505	2,944
支払差金勘定	40,282	26,696	外国為替証拠金取引自己差金	2,936	729
外国為替証拠金取引顧客差金	39,411	26,266	商品CFD取引顧客差金	96	114
外国為替証拠金取引自己差金	0	110	商品CFD取引自己差金	0	0
商品CFD取引顧客差金	161	158	その他の受取差金勘定	50	307
商品CFD取引自己差金	9	-	短期借入金	58,862	52,200
その他の支払差金勘定	700	160	1年内返済予定の長期借入金	4,200	600
前払費用	484	414	リース債務	33	34
未収入金	1,254	2,463	前受収益	1	1
未収収益	823	857	未払金	3,185	1,808
その他	1,770	3,956	未払費用	2,156	1,452
貸倒引当金	△49	△45	未払法人税等	2,250	781
固定資産	8,082	5,948	賞与引当金	674	301
有形固定資産	884	815	役員賞与引当金	419	15
建物	203	304	資産除去債務	-	7
器具備品	573	386	その他	42	1
リース資産	90	123	固定負債	4,590	8,615
建設仮勘定	16	-	長期借入金	3,350	7,550
無形固定資産	2,914	2,438	リース債務	66	100
のれん	611	774	長期未払金	1,013	838
ソフトウェア	1,551	1,441	資産除去債務	159	126
ソフトウェア仮勘定	750	222	特別法上の準備金	1,587	1,903
その他	0	0	金融商品取引責任準備金	1,587	1,903
投資その他の資産	4,283	2,694	負債合計	488,820	523,747
投資有価証券	2,932	1,396	● 純資産の部		
出資金	1	1	株主資本	34,583	30,591
長期貸付金	-	79	資本金	657	595
長期差入保証金	113	79	資本剰余金	2,903	2,841
破産更生債権等	50	77	利益剰余金	31,022	27,154
長期前払費用	162	189	その他の包括利益累計額	366	456
繰延税金資産	1,071	946	為替換算調整勘定	366	456
その他	2	2	非支配株主持分	963	748
貸倒引当金	△50	△77	純資産合計	35,913	31,796
資産合計	524,733	555,544	負債純資産合計	524,733	555,544

(注) (ご参考) 第7期 (2017年12月31日現在) は、監査対象外です。
当期の表示方法の変更を反映するため、第7期の連結貸借対照表の組替を行っております。

連結損益計算書 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位: 百万円)

科 目	第 8 期		(ご参考) 第 7 期	
	自 2018年1月1日 至 2018年12月31日		自 2017年4月1日 至 2017年12月31日	
営業収益		34,787		21,657
受入手数料	4,085		2,350	
トレーディング損益	25,550		15,469	
金融収益	4,374		3,012	
その他の営業収益	65		26	
その他の売上高	711		797	
金融費用		1,383		1,215
売上原価		526		622
純営業収益		32,877		19,819
販売費及び一般管理費		21,064		12,357
取引関係費	9,221		5,327	
人件費	4,051		2,221	
不動産関係費	2,789		1,864	
事務費	2,964		1,733	
減価償却費	908		562	
租税公課	769		520	
貸倒引当金繰入額	12		△9	
のれん償却額	163		40	
その他	184		97	
営業利益		11,812		7,462
営業外収益		144		8
投資事業組合運用益	132		—	
その他	12		8	
営業外費用		107		121
投資事業組合運用損	57		—	
持分法による投資損失	—		111	
その他	50		9	
経常利益		11,849		7,349
特別利益		366		639
金融商品取引責任準備金戻入	316		150	
投資有価証券売却益	43		—	
段階取得に係る差益	—		488	
その他	7		—	
特別損失		13		197
固定資産除却損	13		2	
投資有価証券評価損	—		194	
税金等調整前当期純利益		12,201		7,791
法人税等		4,266		2,488
法人税、住民税及び事業税	4,391		2,415	
法人税等調整額	△124		73	
当期純利益		7,935		5,302
非支配株主に帰属する当期純利益		215		160
親会社株主に帰属する当期純利益		7,719		5,141

(注) (ご参考) 第 7 期 (2017年4月1日から2017年12月31日まで) は、監査対象外です。

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合 計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
2018年1月1日残高	595	2,841	27,154	30,591	456	456	748	31,796
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	62	62		124				124
剰余金の配当			△3,852	△3,852				△3,852
親会社株主に帰属 する当期純利益			7,719	7,719				7,719
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					△89	△89	214	124
当期変動額合計	62	62	3,867	3,991	△89	△89	214	4,116
2018年12月31日残高	657	2,903	31,022	34,583	366	366	963	35,913

計算書類

貸借対照表 (2018年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第8期 2018年12月31日現在	(ご参考) 第7期 2017年12月31日現在	科目	第8期 2018年12月31日現在	(ご参考) 第7期 2017年12月31日現在
● 資産の部			● 負債の部		
流動資産	14,206	16,464	流動負債	18,449	19,655
現金及び預金	344	410	預り金	7,181	12,166
短期貸付金	11,510	15,000	短期借入金	8,000	6,000
前払費用	253	246	1年内返済予定の長期借入金	600	600
未収入金	1,625	295	リース債務	23	23
未収収益	460	462	未払金	768	425
その他	12	50	未払費用	460	411
固定資産	25,082	22,231	未払法人税等	1,251	6
有形固定資産	610	672	前受金	21	15
建物	151	232	前受収益	1	—
器具備品	366	342	資産除去債務	—	7
リース資産	75	97	役員賞与引当金	141	—
建設仮勘定	16	—	固定負債	2,563	2,978
無形固定資産	1,163	1,160	長期借入金	1,350	1,950
ソフトウェア	933	970	リース債務	58	82
ソフトウェア仮勘定	229	190	長期未払金	1,013	838
投資その他の資産	23,309	20,398	資産除去債務	141	108
投資有価証券	2,548	1,133	負債合計	21,013	22,634
関係会社株式	19,915	18,306	● 純資産の部		
長期貸付金	—	79	株主資本	18,275	16,062
長期差入保証金	61	37	資本金	657	595
長期前払費用	125	134	資本剰余金	8,239	8,177
繰延税金資産	657	706	資本準備金	1,502	1,440
その他	1	1	その他資本剰余金	6,737	6,737
資産合計	39,289	38,696	利益剰余金	9,378	7,289
			その他利益剰余金	9,378	7,289
			繰越利益剰余金	9,378	7,289
			純資産合計	18,275	16,062
			負債純資産合計	39,289	38,696

(注) (ご参考) 第7期 (2017年12月31日現在) は、監査対象外です。

当期の表示方法の変更を反映するため、第7期の貸借対照表の組替を行っております。

損益計算書

(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：百万円)

科目	第8期		(ご参考) 第7期	
	自 2018年1月1日 至 2018年12月31日		自 2017年4月1日 至 2017年12月31日	
営業収益		11,489		8,312
システム関連収益	4,856		3,733	
業務受託料	188		80	
金融収益	6,444		4,498	
営業費用		5,583		4,018
販売費及び一般管理費		4,742		3,356
取引関係費	305		248	
人件費	993		672	
不動産関係費	981		771	
事務費	1,637		1,137	
減価償却費	693		451	
租税公課	27		20	
その他	103		54	
売上原価		773		622
金融費用		67		40
営業利益		5,905		4,293
営業外収益		0		4
営業外費用		55		0
経常利益		5,850		4,298
特別利益		50		—
投資有価証券売却益	43		—	
その他	7		—	
特別損失		12		235
固定資産除却損	12		1	
投資有価証券評価損	—		194	
関係会社株式評価損	—		38	
税引前当期純利益		5,888		4,063
法人税等		△53		△83
法人税、住民税及び事業税	△101		△44	
法人税等調整額	48		△39	
当期純利益		5,941		4,146

(注) (ご参考) 第7期 (2017年4月1日から2017年12月31日まで) は、監査対象外です。

株主資本等変動計算書 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
2018年1月1日残高	595	1,440	6,737	8,177	7,289	7,289	16,062	16,062
当期変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	62	62		62			124	124
剰余金の配当					△3,852	△3,852	△3,852	△3,852
当期純利益					5,941	5,941	5,941	5,941
当期変動額合計	62	62	—	62	2,089	2,089	2,213	2,213
2018年12月31日残高	657	1,502	6,737	8,239	9,378	9,378	18,275	18,275

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2019年2月13日

GMOフィナンシャルホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野根 俊和 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大辻 隼人 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、GMOフィナンシャルホールディングス株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMOフィナンシャルホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2019年2月13日

GMOフィナンシャルホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野根 俊和 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大辻 隼人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GMOフィナンシャルホールディングス株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第8期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月19日

GMOフィナンシャルホールディングス株式会社 監査委員会

監 査 委 員 長 岡 部 陸 秋 ㊟

監 査 委 員 普 世 芳 孝 ㊟

監 査 委 員 久 米 雅 彦 ㊟

監 査 委 員 東 道 佳 代 ㊟

(注) 監査委員普世芳孝、久米雅彦及び東道佳代は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

メモ欄

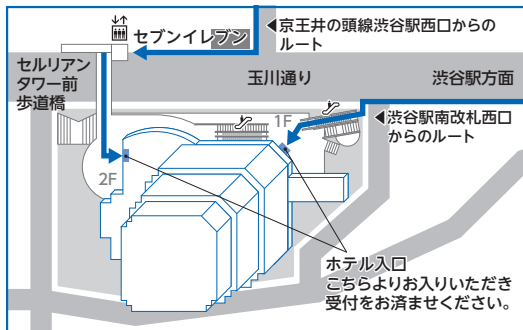
メモ欄

株主総会会場 ご案内図

会場／東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル 地下2階 ボールルーム
連絡先 03-3476-3000 (ホテル代表番号)



セルリアンタワー詳細図



交通のご案内

各渋谷駅より徒歩5分

- JR山手線、JR埼京線、JR湘南新宿ライン
- 東急東横線、東急田園都市線
- 京王井の頭線
- 東京メトロ銀座線、東京メトロ半蔵門線、東京メトロ副都心線



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。